

宗教上の理由等で、輸血拒否の患者さんへ

QST 病院では、宗教上の理由等による輸血拒否に対し、「相対的無輸血(※1)」の方針に基づき、以下のごとく対応いたします。

1. 当院では、宗教上の理由等で輸血を拒否する患者さんに、可能な限り無輸血治療となるよう努めますが、生命維持のために輸血が必要と医師が判断した場合には、「相対的無輸血」の方針のもと、輸血を実施いたします。
その際、輸血同意書が得られない場合でも輸血を実施いたします。
2. 宗教上の理由等によって輸血を拒否する患者さんに、生命維持のために行う輸血の是非に関しては、病院長が全責任を持ち、最終判断を行うことにしています。
3. 信者の方が提示される「免責証書」等、「絶対的無輸血治療(※2)」に同意する文書には、署名はいたしません。
当院作成の「輸血に関する説明書」に基づいて説明し、同じく当院作成の「輸血同意書」へ署名を求めます。その際、患者さん及び家族の方との話し合いや診療状況の記録は、全て診療録に記載します。
4. 以上の方針は、成分輸血療法に限らず生物由来製剤の使用、回収式自己血輸血療法等においても患者さんの意識の有無、年齢にかかわらず適用します。
5. 当院の方針を十分に説明し、理解を得られるよう努力しますが、上記の方針に対してご同意が得られない場合は、他医での治療をお勧めします。

QST 病院 病院長

※1【相対的無輸血】

患者の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、生命維持のために輸血が必要であると医師が判断した場合には輸血をするという立場・考え方。

※2【絶対的無輸血】

患者の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。